

(緑地の保全又は創出)

第6条 樹林地、農地その他の特に良好な自然環境を有する土地で規則で定めるものにおいて宅地開発事業又は市街地開発事業を行う者は、当該事業の施行に当たって、規則で定めるところにより必要な緑地の保全又は創出に努めなければならない。